

介護サービス事業所・施設管理者様

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課

処遇改善加算未取得の事業所・施設への取得支援の取組について

平素より東京都の高齢者保健福祉施策にご理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

処遇改善加算を取得していない事業所・施設への取得支援の取組につきまして、この度、厚生労働省より特に重点的な支援が必要と考えられる事業所宛てに、処遇改善計画書の様式（以下「本様式」という）が送付されています。

このことについて留意点は以下のとおりですので、本様式の活用により処遇改善加算の積極的な取得をお願いします。

記

1 様式の送付対象事業所について

- ・処遇改善加算を取得していない事業所であっても、厚生労働省から様式が郵送されていない場合があります。
この場合、東京都からの本通知に基づき、処遇改善加算の取得手続きを行うことが可能です。
- ・処遇改善加算をすでに取得している、または取得に向けて処遇改善計画書等を提出済の事業所であっても、様式が郵送されている場合があります。この場合、厚生労働省からの郵送物、都からの本通知について対応は不要です。すでに東京都へ提出済である計画書および体制届等の再提出は不要です。

2 提出にあたっての留意事項

- ・本様式で処遇改善計画書を提出することにより加算を取得できるのは、これまで処遇改善加算を取得していなかった事業所・施設が、新たに介護職員等処遇改善加算のⅢ又はⅣを取得する場合に限ります。
- ・提出締切は居宅系サービス：適用開始月の前月15日（必着）、施設系サービス（短期含む）：適用開始月の1日（必着）です。別添の処遇改善計画書に必要事項を記入して提出してください（裏面も必ず提出）。
- ・提出方法は郵送またはファックスですが、配達記録等での郵送をおすすめします。ファックスの場合、配信不能となっていないか必ず確認してください。

郵送先：東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課 処遇改善加算担当 ファックス：03-5388-1395
--

- ・本様式で加算の申請を行う場合は、別途加算届（「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」）の提出は不要です。
- ・総合事業の訪問型・通所型サービスにつきましては、各区市町村にご確認ください。

3 キャリアパス要件①～③の特例について

- ・キャリアパス要件①～③については、計画書提出時点で要件を満たしていなくても、令和6年度中（令和7年3月末まで）に対応することを誓約すれば要件を満たすものとして取り扱いますので、誓約により加算の取得要件を満たす場合はぜひご申請ください。

<参考>

- ・キャリアパス要件①：職位・職責・職務内容等に応じた**任用要件と賃金体系**を整備すること
 - ・キャリアパス要件②：資質向上のための計画を策定して**研修の実施又は研修の機会を確保**すること
 - ・キャリアパス要件③：経験又は資格等に応じて**昇給する仕組み**又は一定の基準に基づき**定期的に昇給を判定する仕組み**を設けること
- ※ 就業規則等の明確な書面での整備、すべての介護職員への周知が必要
- ※ 処遇改善加算Ⅳを取得する場合は、キャリアパス要件③を満たすことは不要

4 処遇改善加算に関するご相談について

- ・介護職員等処遇改善加算個別相談支援（厚生労働省）
加算の要件に必要な各種規程や昇給の仕組み構築などについて、専門家から無料でアドバイスを受けられます。詳しくは別添のリーフレットをご確認ください。
- ・介護職員処遇改善加算等取得に関する無料相談窓口（東京都）
社会保険労務士による加算取得に向けた書類作成等の支援を無料で実施しております。詳しくは下記ホームページをご確認ください。
東京都社会保険労務士会ホームページ <https://x.gd/3npCu>
処遇改善加算相談窓口 0120-179-117（毎週月・水・金（祝日を除く）9：30～16：30）

5 その他

- ・介護職員等処遇改善加算のⅠ又はⅡを新規で取得する場合の手続きは、下記をご覧ください。
https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/shogou/R6_shoguu.html

6 問合せ先

- ・お問い合わせは、下記ホームページに設けている質問フォームからお願いします。
<https://80ca9d38.form.kintoneapp.com/public/951038da34e4b0ac2afed6da3e05bfc7705fcdcf0974cfd35bc67ee3c517845e>